

安定操作取引の届出等に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第四十三号）

改正案	現行
<p>（関係会社）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第三項第三号に規定する有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社は、当該発行者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。）とする。</p> <p>2 令第二十条第三項第四号に規定する大蔵省令で定めるものは、当該発行者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）とする。</p> <p>（安定操作届出書の記載事項）</p> <p>第二条 令第二十三条に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該安定操作取引に係る有価証券が証券取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券」という。）であるか店頭売買有価証券であるかの別及びその銘柄</p>	<p>（関係会社）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第三項第三号に規定する有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社は、当該発行者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関係会社をいう。）とする。</p> <p>2 令第二十条第三項第四号に規定する大蔵省令で定めるものは、当該発行者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）とする。</p> <p>（安定操作届出書の記載事項）</p> <p>第二条 令第二十三条に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該安定操作取引に係る有価証券が証券取引所に上場されている有価証券であるか店頭売買有価証券であるかの別及びその銘柄</p>

五 当該安定操作取引の成立価格

六 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、当該安定操作取引が行われた取引所有価証券市場及び当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の名称

七 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券であるときは、当該安定操作取引が行われた店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会の名称

八・九 (略)

十 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、令第二十一条第二号の規定により目論見書に記載された取引所有価証券市場及び当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の名称

十一 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券であるときは、令第二十一条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会の名称

十二 (略)

(安定操作報告書の様式)

第三条 令第二十五条に規定する安定操作報告書は、当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券である場合にあつては第一号様式、店頭売買有価証券である場合にあつては第二号様式により作成しなければならない。

五 当該安定操作取引の成立価格

六 当該安定操作取引に係る有価証券が証券取引所に上場されている有価証券であるときは、当該安定操作取引が行われた有価証券市場を開設する証券取引所の名称

七 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券であるときは、当該安定操作取引として行われた店頭売買取引について証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第七十九条の二の報告(以下単に「報告」という。)を受けなければならない証券業協会の名称

八・九 (略)

十 当該安定操作取引に係る有価証券が証券取引所に上場されている有価証券であるときは、令第二十一条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所の名称

十一 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券であるときは、令第二十一条第三号の規定により目論見書に記載された証券業協会の名称

十二 (略)

(安定操作報告書の様式)

第三条 令第二十五条に規定する安定操作報告書は、当該安定操作取引に係る有価証券が証券取引所に上場されている有価証券である場合にあつては第一号様式、店頭売買有価証券である場合にあつては第二号様式により作成しなければならない。

第三条の二（略）

2 安定操作報告書の写しは、当該安定操作報告書に記載された安定操作
有価証券の売買を行った日の翌日までに、当該安定操作報告書に記載さ
載された取引所有価証券市場を開設する証券取引所又は店頭売買有価証
券市場を開設する証券業協会に提出しなければならない。

第四条（略）

第三条の二（略）

2 安定操作報告書の写しは、当該安定操作報告書に記載された安定操作
有価証券の売買取引を行った日の翌日までに、当該安定操作報告書に記
載された証券取引所又は証券業協会に提出しなければならない。

第四条（略）

新 旧 対 照 表

（安定操作取引の届出等に関する省令）

新	旧
<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;">安定操作報告書（上場有価証券用）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">銘 柄</div> <div style="padding: 5px;"></div> </div> <p>（中略）</p> <p>証券取引所が開設する <u> </u> 有価証券市場における上記銘柄の 平成 年 月 日 売買高を次のとおり報告します。</p> <p>（以下略）</p> <p>第二号様式</p> <p style="text-align: center;">安定操作報告書（店頭売買有価証券用）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">銘 柄</div> <div style="padding: 5px;"></div> </div> <p>（中略）</p> <p>証券業協会が開設する <u> </u> 店頭売買有価証券市場における上記 銘柄の平成 年 月 日 売買高を次のとおり報告します。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;">安定操作報告書（上場有価証券用）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">銘 柄</div> <div style="padding: 5px;"></div> </div> <p>（中略）</p> <p>証券取引所が開設する <u>有価証券市場</u> における上記銘柄の平成 年 月 日 売買高を次のとおり報告します。</p> <p>（以下略）</p> <p>第二号様式</p> <p style="text-align: center;">安定操作報告書（店頭売買有価証券用）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">銘 柄</div> <div style="padding: 5px;"></div> </div> <p>（中略）</p> <p>証券業協会に<u>証券取引法第79条の2</u>の報告が行われた上記銘柄の 平成 年 月 日 売買高を次のとおり報告します。</p> <p>（以下略）</p>